

10月定例教育委員会議事録

1 日 時 平成29年10月24日(火) 午後1時00分から午後2時30分

2 場 所 宗像市役所 本館3階 304会議室

3 出席委員 委員 宮司 葉子
委員 白石 喜久美
委員 石丸 哲史
委員 釜瀬 計
教育長 遠矢 修

4 その他の出席者 教育子ども部長瀧口健治、教育子ども部子どもグローバル人材育成担当部長塔野賢一、市民協働環境部文化スポーツ担当部長兼文化スポーツ課長磯部輝美、教育子ども部主幹指導主事阿部龍彦、教育政策課長の野仁視、教育政策課指導主事守浩一郎、教育政策課指導主事佐々木真理子、教育政策課指導主事毛利拓也、学校管理課長山倉昌俊、子ども育成課長村上治彦、子ども育成課社会教育主事薄伸也、子ども育成課社会教育主事河野和道、図書課長織戸由美子、人事課力丸英次、子ども家庭課長中村修、郷土文化課長吉原賢治、文化スポーツ課参事古沢昭一、世界遺産登録推進室長徳永淳、子ども家庭課主幹兼子ども保健係長西川美樹、人事課人事係長狩野長江、郷土文化課主幹兼文化財係長白木英敏、都市計画課都市計画係長高山正利、教育政策課政策係長廣渡恵三、教育政策課政策係企画主査吉田宏枝、教育政策課政策係八木孝平 都市計画課都市計画係初山隆良
※傍聴 なし

5 前回(9/26定例)議事録の承認(資料1) <承認>

6 議案

① 案第22号 「王丸八幡神社棟札」を宗像市指定有形文化財に指定することについて(資料3) <承認>

② 案第23号 「王丸八幡神社宮座行事関係資料」を宗像市指定有形民俗文化財に指定することについて(資料4) <承認>

【郷土文化課長】 第22号議案、23号議案につきまして、指定に至る経緯を含め、担当係長の白木の方からご報告させていただきます。

【郷土文化課主幹兼文化財係長】 王丸神社棟札、それから王丸神社の宮座関係資料ということで2件のことでございます。これにつきましては、平成23年第2回の文化財保護審議委員会におきまして、審議委員の方から、王丸八幡神社の棟札が天正9年(1581年)と言いますと、織田信

長が本能寺の変でなくなる前年のものということで、大変古い、貴重な、県下有数でも貴重な資料があるということです。その他についても、江戸から大正をも一括して宮座の資料が保管されておりましたので、これは合わせて指定案件として調査してはいかかという事で指示を受けております。その後、地元の氏子会と連絡を取りまして調査を進めまして、平成25年度には、調査の一環として九州歴史資料館の協力のもと、赤外線スキャナーというものをを用いまして、文字の解読などを進めております。平成26年度には防虫の為の燻蒸、27年度には文化財保護審議委員会の専門家による調査報告書の作成を行っております。平成28年になりますと所有者である氏子会から文化財指定についての申請がなされまして、平成29年8月1日に教育委員会から文化財保護審議委員会指定にかかる諮問がなされ、同年8月17日に文化財保護審議会より指定相当との答申を受けて、今回の会議についてご審議いただくものとなっております。なお、指定区分として2件に分けましたのは、審議会で議論の上、棟札が古文書に準じた有形文化財（歴史資料）ということ、宮座資料については神社の祭礼の記録ということで有形民俗文化財、そういったカテゴリーに分けることが適当だということで、22号、23号と2件の議案となっております。資料の方でございますけども、資料の3にございます。「王丸八幡神社棟札」を宗像市指定有形文化財に指定することについてということで、宗像市文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき「王丸八幡神社棟札」を宗像市指定有形文化財に指定したいので、宗像市教育委員会事務委任規則第2条第1項第17号の規定により、教育委員会に付議するものです。続きまして23号議案としましては、「王丸八幡神社宮座行事関係資料」を宗像市指定有形民俗文化財に指定することについて、これにつきましても文化財保護条例第28条第1項の規定に基づきまして宗像市指定有形民俗文化財に指定したいということで付議するものでございます。次のページからは、棟札という物の写真、概要を書いているものです。棟札はそもそも建物に付随しているものでございます。この王丸八幡神社の棟札につきましては、宗像大宮司、最後の大宮司というのは、宗像氏貞です。本殿の建て替えに寄進して、そのことが記載されているものです。また、附としまして、棟札の写し、それから建築部も含まれております。棟札につきましては天正以外にも、江戸時代から大正にかけての一連のものが残っております。普通はこう言った物は焼けて残っていないことが多いのですが、王丸では、きちんと歴代の棟札を保管しておいたということで大変貴重だということでございます。その裏側には、宮座関係の資料がございまして、これは木箱の中にきっちり収められておまして、文書それから木札・天狗面・幟等々の器物128点がございまして、これにつきましても宝暦10年、江戸時代の中ごろから、昭和45年までの物もございまして、一度火災にあって、江戸期の物がいくらか焼けておりますけれども、明治以降は、きちんと今も宮座として行事をやっております。ということで宗像市内においても、これほど一括に残っているものはないということで、今回市指定ということでお諮りするものでございます。以上でございます。

【遠矢教育長】 議案22号の方からご意見ご質問があればお願いします。

【宮司委員】 指定有形文化財と有形民俗文化財の違いを教えてください。

【国土文化課主幹文化財係長】 有形文化財はその名のとおり形のあるものでございます。その中でも有形の物、例えば建造物や建物に付属する歴史資料、棟札もそうですけれども、こういった形のあるもの。もう一つ、これはなんだろうというのが同じく有形民俗文化財になるかと思えます。有形に民俗がついているというのはどういうことかと申しますとこれにつきましては単なる

ものというよりも、その人々の信仰とかあるいはこういった祭礼とか行事に関わるものについての物をいっております。例えば民俗芸能に使うお面とかは有形民俗文化財です。では、踊りは何かというと、これは無形民俗文化財というカテゴリーになるものです。それで、同じ有形の中でも特に人々の祭礼クラスに密着したものは民俗という分け方になります。一般的な建造物とかあるいは芸術工芸品とかありますけれども、こういったもの自体に意義を求めるものが有形文化財ということです。

【遠矢教育長】 これは指定された後も氏子会の方で保管することになるのですか。

【郷土文化課長】 王丸神社は、やまつばさの隣のところですから、森の中ということで、その中にボンと置いておくのはやはり不安だということで、市が寄託を受けるということで話が進んでいます。

【遠矢教育長】 今、棟札で指定を受けているのはほかに宗像大社辺宮と書いてあるけれどもそれ以外には市でないのですか。

【郷土文化課長】 そうです。宗像大社辺宮に置き札という形で天正年間の物が残されております。それ以外は現在のところございません。

【遠矢教育長】 その他何か質問等ございますか。

【各委員】 特にありません。

【遠矢教育長】 議案第議案第22号、23号について承認いただける方は挙手をお願いします。

【各委員】 はい。(挙手)

【遠矢教育長】 全員賛成で議案第22号、23号は承認されました。

- ③ 議案第24号 「宗像市行政組織条例の一部を改正する条例について」(資料5)
《承認》
- ④ 議案第25号 「宗像市行政組織規則の一部を改正する規則について」(資料6)
《承認》
- ⑤ 議案第26号 「宗像市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」
(資料7) 《承認》
- ⑥ 議案第27号 「宗像市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を
改正する規則について」(資料8) 《承認》
- ⑦ 議案第28号 「宗像市世界遺産保存活用検討委員会規則の一部を改正する規則につい
て」(資料9) 《承認》
- ⑧ 議案第29号 「宗像市職員の勤務時間等の特例に関する規則の一部を改正する規則に
ついて」(資料10) 《承認》
- ⑨ 議案第30号 「宗像市担当部長の所管事項等に関する規程の一部を改正する規程につい
て」(資料11) 《承認》

【人事課長】 本日もお話ししていただくのは平成30年4月1日付で組織改編するを予定する内容となります。議案につきましては12月議会ですべて予定しておりますが本日は教育委員会関連の改編にかかることにつきましてご審議頂きたいと思っております。それから説明に

つきましては全体像が非常に分かりにくいですので今日お配りしますA3の資料こちらを使って概要の説明をさせていただきます。大きくは世界遺産にかかる組織改編と子ども相談支援センターの執行にかかる組織改編でございます。詳細につきましては担当係長の方から説明をいたします。

【人事課人事係長】 全体の概要につきましては今ご覧頂いているA3の資料でご説明いたしまして、特に子ども相談支援センターについては新しい組織ですので、私の説明ののちに子ども家庭課のほうから詳細については説明するという流れで参りますのでよろしくお願ひします。では、A3縦の資料から参ります。1、2としておりますけれども、先に2の方の左側をご覧きたいのですが、これは機構が左から右に変わりますということを示しております。今現在の教育委員会の事務局というのは、この左側に黒塗り、色付きで示しております。今現在の教育委員会というのは1部4課で、教育子ども部の中に教育政策課、学校管理課、図書課、子ども育成課で組織されているということをまずご認識いただきたいと思います。ただ同じ教育子ども部という枠組みで言いますと白抜きになっております子ども家庭課、子ども家庭課発達支援センターという市長部局の組織も混在しているということになっております。組織としては分かりにくいのですが、市民サービスを考えると市民の皆さんにはこういった組織のほうにより最適なサービスができるであろうということでこういった組織としております。それで今お伝えしたところが教育委員会の事務局ということになるんですけれども、順序が逆になります。上の世界遺産、これについては、本来は教育委員会の権限の事項ですけれども市長部局が補助執行ということで、教育委員会事務局の補助執行ということでやっているということになります。先程の郷土文化課についても市長部局で補助執行ということで文化財の事項をやっているところといった関係になっております。まず1番の世界遺産にかかる組織改編についてご説明いたします。今現在は、経営企画部の中に経営企画課世界遺産登録推進室そして世界遺産登録推進係ということで、1室1係という組織体制でありますけれども、来年の4月1日以降につきましては、市民協働環境部の中に世界遺産課というところを新設しまして、その中に保存係、活用係を設置することとなります。担当部長も世界遺産登録担当部長は廃止、そして4月1日以降は文化スポーツ担当部長の所管になるという流れになります。これを点線の枠組みで示しておりますけれども、議案に落とし込むとそれぞれこうなりますというのがありますが、議案第24号これは部をまたぐ場合は条例事項となりますので、こういったところに出てくるということになります。今まで世界遺産登録の仕事は経営企画部でやりますと言っていたのを今度は市民協働環境部でやりますというように部をまたぐというのが議案第24号に示されている内容となります。続いて議案第25号、これは部の下に課、室というのがあるのですが、今までは経営企画部の中に1室1係でやっていたものを、今後は1課2係でやりますということになります。内容についても今までは世界遺産登録、登録という言葉が入ってございましたけれども今後は登録という言葉抜いたところで仕事を進めるというふうにしております。そして議案第27号は補助執行をさせる組織の変更ということでこれまでは教育委員会の文化財に係る事項は郷土文化課と世界遺産登録推進室にお願いします、補助執行してもらいますということ、今後は郷土文化課と世界遺産課に補助執行をお願いしますというふうにお願ひする組織が変わる、補助執行させる組織が変わるというのが議案第27号になります。続いて議案第28号保存活用検討委員会の庶務をおこなう、保存活用委員会の事務局が今まで

続いて議案第28号保存活用検討委員会の庶務をおこなう、保存活用委員会の事務局が今まで経営企画課世界遺産登録推進室だったのが世界遺産課になります。これも組織名称が変更になりますということです。最後に議案第30号担当部長の変更ということで、まず世界遺産登録担当部長は廃止する、なくなる。その上で文化スポーツ担当部長の所掌に世界遺産課を付け加えるということで、議案としてはばらばらですけれども、それぞれの議案はそういった意味合いでなっているということです。続きまして②子ども相談支援センターにかかる組織改編ということになります。冒頭に申し上げましたけれども今現在教育委員会というのは1部4課で組織されておりますけれども、ざっと言えばこれが1部5課に変わると1課追加されるということになります。追加される分は子ども支援課ということになりまして、1課3係が部に入ってくるということになります。また、従前、市長部局にありました子ども家庭課発達支援センターというのが1番下にありますがこれについても今回新設される子ども支援課に再編されるということになろうかと思えます。これにつきましても、議案につきましても、議案第25号、上にも関係するのですが、世界遺産の同じ議案に入っていきますけれども議案第25号において市長部局で子ども支援課を設置しますというのをここで位置付けております。議案第26号で教育委員会に子ども支援課を設置します。今までの4課だったのを5課にしますというのをここに記載しております。それと、議案第29号新設する子ども支援課の中の子ども相談係、従前は子ども家庭課の子ども家庭係の一部が移ることになっているのですが通常我々は8時半から5時というのが勤務時間ですけれどもお客様に対応することも踏まえて勤務時間を10時からと一部旧来であれば子ども家庭係の一部、新しい組織でいえば子ども相談係こちらについても勤務時間の一部10時からという設定をしております。というのが、議案第29号になります。

最後に議案第30号担当部長の所掌の変更ということで子どもグローバル人材育成担当部長の所掌に今現在発達支援センターがあるものを削ってそれに代わって子ども支援課を追加しているということになります。まずは、概要としては以上でございます。

【子ども相談支援センター】 お手元の資料の57ページ、58ページ、59ページ、60ページが詳細な資料になります。来年度開設予定の子ども相談支援センターについてですが、設置の目的は国が「まち・ひと・しごと創生」事業の一環として「子育て世代包括支援センター」を設置しなさいということ強く推進しています。その関係がありまして27年度からワーキングチームを立ち上げまして宗像市における子どもの相談事業についてワンストップ化を図るという方向で検討を進めてまいりました。その結果このような形で新設するということになりましたが従来宗像市は家庭児童相談室、それから発達支援センターそれから母子保健事業に関しては非常に全国でも先進的に取り組んできている状況がありますし、どこの部も常に連携を必要とするような状況にありまして子どもと家庭の問題に関しては連携しながらやっています。それぞれに窓口を開設して、市民がどこに行ってもいいようにはなっているのですが最終的には市民の方それぞれの窓口がありますが最終的には共有するようなケースが多々あります。そういうことも踏まえまして現在の家庭児童相談員、それから発達支援センター、それから不登校のお子さんたちが通ってくる適応指導教室に関しては一つにしてしまっただけで子どもと家庭に関わる問題についてワンストップ化を図るということで新設いたします。詳細については組織図58ページが新旧表ということになります。上が現在の状

態それから開設後は下のような状態になります。家庭児童相談室については名称を今回子ども相談室というふうに変化させています。それは県の児童相談所と家庭児童相談室という名前が市民にとって非常に分かりにくいという状況がありますので、子ども相談係という風にさせて頂きました。それから現在も家庭児童相談室の中に内包していますが子どもの権利相談室も子ども支援課に内包する形になります。次59ページについては人員体制それから所管業務について謳っていますが、現在の状態をそのまま一つにした状態になりますので合体させるという結果になっています。現在検討中なのはスクールソーシャルワーカーがどのような形で内包させていくのかについて検討中です。現在は2名、市費では日々任用ですが、それについてはもう少し充実した形で運用できないかというふうに検討しています。それから、開設、設置場所ですが、現在西館1階入ってすぐ。レイアウト図は今つけていませんけれども西館の1階入ってすぐに見える形にしようと思っています。フロア全体の中に相談場所がいくつもあるにもかかわらず、相談ブース等は全くございませんのでフロア全体のレイアウトを見直しながら机の配置、収納の仕方なども全体を見直して相談室それから相談ブースをいくつか開設できるように今検討中になっています。以上ざっと説明させていただきました。

【人事課人事係長】 では先程A3の資料で説明した内容を新旧表を少しなぞっていきたいと思いますので配布した資料の最初は24号議案の宗像市行政組織条例の一部を改正する条例から参りたいと思います。新旧表は24ページになりますのでご覧ください。横使いとなりますが右手が現行、左手が改正案ということになります。下線が引いてあるところに変化があるということですが、右が今現在世界遺産登録に関することが経営企画部というところの事務分掌になっておりますのが左の改正案では市民協働環境部に追加する世界遺産の登録ということは除いて追加するそれ以降については繰り下げることになります。簡単ですが次に入ります。続きまして宗像市行政組織規則の議案第25号になります。これにつきまして新旧表は33ページからになります。33ページの右側に現行ということで世界遺産登録推進室という言葉が中ほどにありましてその中で分掌事務というのが1から7までございます。それが左側の市民協働課環境部の中で郷土文化課の下に追加するということになります。これは郷土文化課がなにか変わったということではなくて郷土文化課の下に世界遺産課を位置付けて追加するということになっています。事務分掌の1から7まで記載しております。続きまして34ページこれは子ども支援課の方のくだりとなりますけれども、右側の現行ではちょうどページの切れ目になります子ども家庭課の一部に線が引かれ略という風に書いてありますけれども子ども家庭課の一部が左側の子ども支援課に移ります。それと発達支援センターは右側にありますがこれが左側に移って子ども支援課の中に吸収されているという位置関係となります。続きまして議案第26号教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則というところで新旧表が40ページになります。右側の現行は今現在教育政策課の中に適応指導教室に関することが分掌事務で位置付けられていますが先程の説明のとおり子ども支援課の分掌事務となりますので左の子ども支援課のほうに適応指導教室というのがあります。ですから、教育政策の分掌は子ども支援課に移る。加えて今までなかった子ども支援課がここに付け加えられるということで4課が5課になるということがここで表されているということです。これは教育委員会の事務所掌と市長部局の事務所掌と先程の議案と合わせて子ども支援課が何をするかというのが全体から見えるということになります。ここは教育委員会の事務所掌のみということ

になります。続きまして議案第27号教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の新旧表ですけれども、44ページになります。右側のこれまでは文化財に関する事項は郷土文化課と経営企画課世界遺産登録推進室の職員に補助執行させますというのが、左側は郷土文化課及び世界遺産課というところで組織名称の変更というところがございます。続きまして議案第28号世界遺産保存活用検討委員会規則の一部を改正する規則ということで新旧表は48ページになります。委員会の庶務は、ということで今現在は経営企画部経営企画課世界遺産登録推進室というのを市民協働環境部世界遺産課において処理する。今日はこれを差し替えておりますので推進というのは古い資料となります。世界遺産課が新しい事務局となります。続きまして議案第29号宗像市職員の勤務時間等の特例に関する規則の新旧表は52ページになります。現行では子ども家庭課子ども家庭係の職員が通常のA勤務が8時半から5時ですけれども、B勤務は10時から6時半ということで運用しておりますがこれも組織名称の変更で左側、時間等について変更は全くありません。子ども支援課子ども相談係の職員のうち子どもの権利救済委員事務局業務に従事する職員についてはA勤務B勤務という特例を設けますということになっております。最後に議案第30号宗像市担当部長の所掌事項等に関する規定の一部を改正する規定についてということで新旧表は56ページになります。まず現行のところでは世界遺産登録担当部長というのがございましたが、こちらが左側の改正案ではなくなっているというのが一つ、つづいて子どもグローバル人材育成担当部長は特命事項の中に子どもおよびグローバル人材育成に関する施策の後にかっこ書きで学校教育に関するものを除くというのがこれまでありましたけれども、今後適応指導教室をこの子どもグローバル人材育成部長が所掌するというので、この()書きを省いております。それと第3条になりますけれどもこれも同様に担当部長の所管する課、組織のことを規定した条項であります。世界遺産登録担当部長の項を省きまして文化スポーツ担当部長のところには郷土文化課の後に及び世界遺産課というのを追加しております。また子どもグローバル人材育成担当部長の所管課から発達支援センター、子ども家庭課及び子ども家庭課発達支援センターとありますが発達支援センターを除いて子ども支援課を追加しておるということでございます。以上でございます。

【遠矢教育長】 条例規則の点で内容的に類似している部分が大変多いですけれども、全部関連していますので、どこからでも結構です。何か質問意見あればお願いいたします。

【宮司委員】 センターの人員体制という59ページに書いてある中でスクールソーシャルワーカー1名と書いてあるのですけれども平成29年度は学校に2名配置されていたのがこのセンターができるここに1名のみということですか。

【子ども支援課長】 はい。そうです。今現在2名のスクールソーシャルワーカーの方が週1回から3回程度勤務されています。1名は県の派遣で来られています。もう1名は市の日々任用職員です。日数的にも時間的にも非常に限られていまして制約があります。それを1人にして常勤化を目指しています。今まだ検討中ですのではっきりまだこのようになりますといえる状況ではありませんけれども任期付職員になりますと毎日、それから5時以降の勤務も可能になるということで強化される状況になります。以上です。

【遠矢教育長】 勤務の関係は先ほど勤務時間の関係でA勤務B勤務みたいな形になっていましたけれどもスクールソーシャルワーカーはそういった対応ができるということですね。

【子ども家庭課長】 さっきのA勤務B勤務は、子どもの権利相談室の関係でございます。子

ども権利相談室がなぜ6時半かというのは、子どもの生活習慣との関連もございまして、夕方以降の相談が多くなるだろうということでどうしても8時半から5時までとしておりましたけれども、それを10時から6時半に変更してそれに伴いまして相談員が今2名おりますけれども、5時以降は相談員が1人になります。相談室に相談員を1人残すというのも安全面を勘案いたしまして職員を1人残しまして2名体制にしておきたいということで職員をA勤務B勤務という形で10時から6時半まで1人勤務をして相談体制を2名にしたというところでA勤務B勤務にというところにしたところでございます。それが先ほど説明いたしました勤務時間の変更というところでございます。スクールソーシャルワーカーに関しましては5時以降、夜に家庭訪問とかございますので任期付職員にすれば5時以降も利用できるというところで申し上げたところでございます。

【遠矢 教育長】 時間外ということですか。

【子ども家庭課長】 そうですね。時間外ということですね。

【遠矢 教育長】 相談室のハッピークローバーですか。名称はそのまま残るのですか。

【子ども家庭課長】 はい。そのままの名称ですのでそのまま残ります。愛称もそのまま使用いたします。

【遠矢 教育長】 発達支援センターっていう組織の名称がありますよね。今度は発達支援センターという名称がなくなるということですか。

【子ども家庭課長】 今回のところ発達支援センターという名前は今まで子ども家庭課の課内室というところで位置付けていましたけれども、今回子ども支援課子ども発達支援係ということで係に名称が変わりました。ただ建物としてメイトムの一角の発達支援センターという場所がございます。そこだけはセンターの名称を残して現在のままの状況で設置しております。

【遠矢 教育長】 メイトムにある建物というか発達支援センターと書いてありますけれど、あれは来年度以降もそのまま残るといいますね。

【子ども家庭課長】 継続いたします。

【遠矢 教育長】 世界遺産の登録推進室が今まで経営企画部にあったのが市民協働環境部にうつりますよね。これは部を異なるようにするというのはやっぱり世界遺産の中身が経営企画から市民協働にうつるといふことに特段の理由があるのですか。

【人事課人事係長】 今までは世界遺産登録の中でも登録ということに非常に力点を置いた組織体制でありましたが今後はやはり登録後ということで保存活用ということになります。類似といえますか、これまでに世界遺産登録を受けた他の団体を見ても、もちろん世界遺産の種類にもよるのですがやはり文化財専門部門に近いところに組織上位置付けているというところもありまして今回市民協働環境部の中に移設ということにしております。

【遠矢 教育長】 今までの郷土文化とかそういったのと同じ部の中に置いたほうがいいということですかね。

【人事課人事係長】 そうですね。やはりどうしても文化財と手を組んでということが多くなると思います。

【遠矢 教育長】 その他何か質問等ございますか。

【各 委 員】 特にありません。

【各 委 員】 はい。(挙手)

【遠 矢 教 育 長】 全員賛成で議案第24号から30号は承認されました。

【遠 矢 教 育 長】 次回開催予定日は、平成29年11月10日金曜日の午前10時から304会議室にて開催します。

平成29年11月21日

遠矢 修

釜瀬 計

